

総務常任委員会会議録

- 1 開会日時 令和7年6月18日（水）午前10時0分
- 2 閉会日時 令和7年6月18日（水）午後0時14分
- 3 会議場所 委員会室
- 4 出席委員
3番 田村 勝君 4番 中田 浩二君 6番 安藤 利博君
12番 大口 浩志君 16番 松田 勲君 17番 実盛 祥五君
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者
市 長 前田 正之君 副 市 長 是松 誠君
総合政策部長 幸坂 諭志君 総 務 部 長 戸川 邦彦君
財 務 部 長 杉原 洋二君 赤坂支所長兼
市民生活課長 小坂 憲広君
熊山支所長兼
市民生活課長 稲生真由美君 吉井支所長兼
市民生活課長 中務 浩行君
消 防 長 檜原 秀幸君 総合政策部参与 岡本 和典君
秘書広報課長 黒田 未来君 政策推進課長 山崎 和枝君
総 務 課 長 花谷 晋一君 暮らし安全課長 正盛 充敏君
財 政 課 長 影山 茂樹君 管 財 課 長 行正 敦君
税 務 課 長 田渕 忠則君 消防総務課長 金光 正浩君
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 原田 光治君 主 任 平尾 和也君
- 8 審査又は調査事件について
 - 1) 議第44号 赤磐市役所本庁舎等改修工事請負変更契約の締結について
 - 2) 議第45号 赤磐市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
 - 3) 議第46号 赤磐市熊山総合センター条例
 - 4) 議第47号 赤磐市防災行政無線条例の一部を改正する条例
 - 5) 議第48号 赤磐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 - 6) 請願第4号 事務事業評価結果のインターネットによる一般公開依頼に関する請願
 - 7) 請願第6号 ジェノサイド条約の批准を日本政府に求める請願
 - 8) その他
 - ・令和7年度事業の補正について

・その他

午前10時0分 開会

○委員長（安藤利博君） ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

初めに、前田市長より御挨拶をお願いいたします。

○市長（前田正之君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 前田市長。

○市長（前田正之君） 本日は大変お忙しい中、総務常任委員会をお開きいただきましてありがとうございます。

本日は、執行部からは5つの議案、そして令和7年度事業の補正について、そしてその他、事業の進捗状況等を皆様方に御審査いただくこととなります。執行部も丁寧に説明をしてみたいと思いますので、適正な審査をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（安藤利博君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は、議第44号赤磐市役所本庁舎等改修工事請負変更契約の締結について、議第45号赤磐市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例、議第46号赤磐市熊山総合センター条例、議第47号赤磐市防災行政無線条例の一部を改正する条例、議第48号赤磐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、請願第4号事務事業評価結果のインターネットによる一般公開依頼に関する請願、請願第6号ジェノサイド条約の批准を日本政府に求める請願の7件であります。

まず、議第44号を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたら、お願いいたします。

○管財課長（行正 敦君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 行正課長。

○管財課長（行正 敦君） 議第44号についてですが、昨年の12月議会において御審議いただきました補正予算に係る案件の変更金額が確定したので、地方自治法第96条第1項第5号及び赤磐市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約の締結について議会の議決を求めているものでございます。

こちらの赤磐市役所本庁舎等改修工事ですが、市役所本庁舎、中央公民館、山陽保健センター、旧消防本部庁舎が建設から40年以上経過しており、経年劣化が見られること、また耐震診断調査の結果から耐震補強が必要なことから、令和3年度において大規模改修を行う計画をし、令和4年10月に着工したものでございます。これにより工事を進めていたところ、当初設計では想定していなかった案件を設計変更により対応したことによるもので、変更契約金額が3億9,998万2,000円となるものです。

説明としては以上となります。

○委員長（安藤利博君） 執行部の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

大口委員。

○委員（大口浩志君） 議案からはそれるかもしれませんが、いわゆる増額補正はこれで打ち止めなんですか。まだこれから半年以上工期、その他があると思いますけど、想定外のものが今までも出てきたのでという説明を何度も繰り返されておりますが、これで打ち止めなのかどうか、その辺の御見解を教えてください。

○委員長（安藤利博君） 答弁を求めます。

○管財課長（行正 敦君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 行正課長。

○管財課長（行正 敦君） 本工事における今後の変更増額はこれをもって打ち止めという見解で、今事業を進めております。

以上です。

○委員長（安藤利博君） よろしいですか。

大口委員。

○委員（大口浩志君） 当初の予算を組む際に、工事請負費云々くんぬんがあつて今に至っておるんですが、今これで打ち止めですとおっしゃっていただいたのはありがたいんですが、その打ち止めだと言える根拠は何なんでしょうか。

○委員長（安藤利博君） 答弁を求めます。

○管財課長（行正 敦君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 行正課長。

○管財課長（行正 敦君） 根拠ですけども、これまでいろいろ請負業者、施工監理者、市も含めてですけども、協議を重ねていって、今後出る見通しも含めて協議をした結果、この金額に至っております。それ以上の内容はもう出ないという結論に至った経緯で、打ち止めというお答えをさせていただいております。

以上です。

○委員長（安藤利博君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

松田副委員長。

○副委員長（松田 勲君） この耐震の件は、我々は何度かこの場でお聞きしているし、経緯も分かっているんですけど、今回この委員会の中に2人新人の方がおられるんで、もう少し詳しい説明をしていただきたいんです。

これ19億円ですけど、当初は20億円という予算が概算で出されて、それに向けて進められた

本庁舎と、分庁舎も含めてですね。そういった中で、今回、中央公民館のあたりの建物を解体する中で、壁とかいろんなものが見えなかったことが見えることになって、こういった補正をすることになった経緯もあるんですけど、そういったことも含めてもう少し詳しく説明していただけますか。

○管財課長（行正 敦君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 行正課長。

○管財課長（行正 敦君） 少し詳しくということですので、変更金額の中身について御説明をさせていただきます。

まず、大集会室の外壁、これが当初の計画でクラックがそれほどなかったんですが、実際に施工を始めてクラックが多数出たことによって、外壁を全面改修しなくてはいけなくなったというものがございます。これで金額としては約1億円。

2つ目、中央公民館の屋上防水、これが当初計画よりも劣化がひどく、これの改修に伴うものが2,700万円。

本庁舎の基礎部の開削をしたところ、土中より未確認の埋設物が出てきたことによる撤去処分、これにかかっているものが3,400万円。

中央公民館の消防設備ですが、これも当初の計画からいくと老朽化等が著しかったため、これの改修に伴うものが2,500万円。

大集会室のどんちょう等の設置にかかっているものが4,000万円。

中央公民館及び大集会室の屋上にある排煙トラップ、こちらも想定外の老朽による改修が必要になりましたので、それに伴うものが890万円。

保健センターの床仕上げなど内装工事にかかっている当初計画からの変更によるものが1,500万円。

中央公民館のLAN、電気設備の老朽に伴う予定よりの変更が1,500万円。

物価変動に伴う変更が3,800万円。

そのほかもろもろ多数ありまして、その改修にかかっているものが9,708万2,000円となって、今10項目ほど言いましたが、それを積み上げると変更金額の3億9,998万2,000円という形になっております。

○委員長（安藤利博君） 松田副委員長。

○副委員長（松田 勲君） 概算で4億円増額になったと思うんですけど、その中で最後言われたのが9,700万円というのは、その他が多い気がするんですけど、主にどういった内容かというのが分かれば教えてください。金額としては結構いろいろと出されたんですけど、最後のこの9,700万円が大きいと思うんですけど、その辺を教えてください。

○管財課長（行正 敦君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 行正課長。

○管財課長（行正 敦君） 先ほどの9,700万円の内訳ですけれども、主なものとしては設備、結構金額としては少額なものが多数積み上がったの御報告にさせていただいております。その中でと言いますと、当初の計画の設置位置をずらすもの等があったり、予定してなかったものといったしますと床の劣化とかです。そういった細かいところの積み上がりなので、今回の改修に至っては、今10項目でまとめてしまいましたが、正直にいきますとかなりの数の変更打合せを請負業者、施工監理者も含めてですが、毎回議論をさせていただいての積み上げをさせていただいております。

○委員長（安藤利博君） 松田副委員長。

○副委員長（松田 勲君） その他いろいろ合わせてということで理解はするんですけど、床とか壁とか、この前見学させていただいた天井とかも全部張り替えてるんですか。張り替えての値段でしょうか。また、それは張り替えないんですか。雨漏りの跡が結構あったと思うんですけど。そういったところは、当初から予定はされてなかったということでしょうか。

○委員長（安藤利博君） 答弁を求めます。

○管財課長（行正 敦君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 行正課長。

○管財課長（行正 敦君） 天井の張り替えにつきましては、当初の計画では予定をしております。今言われた雨漏り等の染みって言われるものは、工事を進めている中で経年的に生まれてきたものでございます。今回のこの改修においては、張り替えというよりは再利用で目立たない方向での検討をしております。

○委員長（安藤利博君） 松田副委員長。

○副委員長（松田 勲君） できるだけ当初の予算が20億円という数字だけが先行しちゃったところもあると思うんですけど、物価上昇はもう仕方ないと思うんです。ただ、ここの本庁舎もそうですけど、改修した後から例えばじゅうたん、こんな汚いのには替えないというのはおかしいなというのはありますし、職員の机とか椅子とかもそうですけど、もういろんなものが、周りがきれいになった分、余計目立ってくると思うんです。この前の天井もそうですけど、きれいに違和感のないように改修できるということなんですか。

○委員長（安藤利博君） 答弁を求めます。

○管財課長（行正 敦君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 行正課長。

○管財課長（行正 敦君） 今の施工業者との打合せでいきますと、剥ぎ取りをして全て設置し替えるという方法でなくてももつという方法を聞いておりますので、その方法でいけるという見通しは立てております。

それ以外の残っている部分については、できるだけ改修できるものは改修したいと検討はしていきたいと思いますが、今回の改修工事の中でということにはならないかもしれないです。

○委員長（安藤利博君） 松田副委員長。

○副委員長（松田 勲君） 何か中途半端な答弁で、なかなか難しい判断かなと思うんですけど、先ほどの大口委員の話に戻るんですけど、今の状態でこれから半年の間に本当に増えないんですかね。その辺がやっとなる間にまた増えるんじゃないかという懸念がどうしてもあるし、中途半端な直しをして、後で例えば天井が落ちたとかということになったらとんでもないことになりますし、この際全部やるべきだと私は思うんです。

特例債がこれでもう終わりだと思うんですけど、この今の出ている19億円で特例債はどのくらいに相当するのでしょうか。特例債のことも理解されてない新人の方もおられるので、その辺も含めて教えてください。

○委員長（安藤利博君） 答弁を求めます。

○管財課長（行正 敦君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 行正課長。

○管財課長（行正 敦君） 今後増えないというのは、現在の施工業者との打合せで増えるつもりはございません。19億円に対しての起債、合併特例債がどれくらいかですけれども、合併特例債が事業費の約95%ですので、約18億円は起債の対象となる見込みを思っております。

○副委員長（松田 勲君） 合併特例債そのものの説明を簡単に。

○管財課長（行正 敦君） 今回利用してます財源の合併特例債ですけども、今回の本庁舎の改修工事のような建物等、もろもろいろんな施設も含めてですが、改修といいますか修繕といいますか、そういったものに使えるという条件があったと思うので、それを適用して事業を進めているということになります。

○委員長（安藤利博君） もうちょっと中身を教えてあげていただければ。

○財務部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 杉原部長。

○財務部長（杉原洋二君） 合併特例債についての説明ですが、皆様方も御承知のとおり平成17年に四町が合併をいたしまして、新しいまちとなりました。この新しいまちづくりにおいて必要な事業を行うために、地方債、要は自治体が一般から借り入れることができる金額のものでございます。

合併した市町が新市建設計画を策定いたしております。これの実行に向けて、財源を確保するというところで、国から起債借入れが許可され、先ほど申しました95%、その事業に対して借入れができる。そして、その95%のうち、地方交付税でまた後々に国から償還額についてもらえるという性質のものでございます。以上が合併特例債であります。

○委員長（安藤利博君） 償還額、何割ですか。

○財務部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 杉原部長。

○財務部長（杉原洋二君） 約7割程度ということでございます。

○委員長（安藤利博君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

田村委員。

○委員（田村 勝君） 要はいろんな意味でお金が当初計画より増えてます。仮にこれが自分の家とかだったら、非常におかしいと思います。

そして、先ほど松田副委員長は優しいんで、物価上昇三千何百万円をうんと言いましたけど、約4億円の分で3,000万円ちょっとの物価上昇というのは、かなり大きなウエートを占めてますし、それからいろんな補修をするにしても、前もって分かったことじゃないかなと。雨漏りというたら、そこがしてたらほかのどこもしているというのもあるし、予算を少なくして、見積りを少なくして後で高くするような工事って、見方が悪いかもしれないですけど、というのがいろんなここ赤磐市だけでなくほかのところでもたくさん見受けられるんで、やはり最初の見積りは嚴重にしておかないとおかしいしというのもあるんで、今後もしいろんなところの工事をするのであれば、そういうことをしっかりしてやってほしいなというのが意見です。

○委員長（安藤利博君） この変更契約は、昨年度の12月に予算は議決されて、それに基づいて今回変更契約をするという中身ですので、それから離れないような質疑をお願いいたします。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安藤利博君） なければ、これで質疑を終了いたします。

続いて議第45号を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 総務部資料2ページ上段に少し概要を書かせていただいておりますが、議第45号赤磐市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例につきましては、本会議場で提案説明申し上げましたとおりでございまして、補足説明はございません。

○委員長（安藤利博君） 補足説明はないということですので、これから質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんでしょうか。

大口委員。

○委員（大口浩志君） 以前、委員会で少し御説明があったと記憶しているんですが、今回の件でいわゆる本庁舎、熊山支所は一段落するのかなと。委員会でちらっと、今後赤坂支所、吉

井支所の在り方について、住民の方をはじめ皆様方から意見をいただきますという御報告があったと思いますが、赤坂支所、吉井支所についての方向性の進捗状況を教えてください。

○委員長（安藤利博君） 答弁を求めます。

○総務部長（戸川邦彦君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 戸川部長。

○総務部長（戸川邦彦君） 総務常任委員会でも、地元の地域へ、赤坂地域、吉井地域、熊山地域も含めてその当時はだったと思うんですけど、お話を聞かせていただくということで御報告させていただいております。その中で、少し先行する形で熊山地域が進んでおります。

この後、赤坂地域、吉井地域につきましても、現段階では区長会の役員会へそういった話を進めていくのにどのような方法がいいでしょうかという投げかけをさせていただいて、それは市でいろいろ声を聞いてくださったら助かりますということは受けております。これからそちらに向けて、赤坂地域、吉井地域、熊山地域も含めまして、地域の振興策と併せて支所の在り方についても検討してまいりたいと思っております。

○委員長（安藤利博君） 大口委員。

○委員（大口浩志君） 熊山はさておき、今の御説明ですと、赤坂、吉井についてはテーブルづくりもこれからと今の御答弁は受け取れたんですけど、そういう受け取りでよろしいですか。

○委員長（安藤利博君） 答弁を求めます。

○総務部長（戸川邦彦君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 戸川部長。

○総務部長（戸川邦彦君） これから声を聞かせていただくということで、テーブルづくりをさせていただきます。

○委員長（安藤利博君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

松田副委員長。

○副委員長（松田 勲君） 今回の条例の改正でございますが、熊山支所が移転することによっての条例でございますが、場所は再度確認なんですけど、今の支所からどこに移ったというのをもう一度確認をお願いします。

○熊山支所長兼市民生活課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 稲生支所長。

○熊山支所長兼市民生活課長（稲生真由美君） それでは、令和6年12月の委員会資料の財務部資料3ページで一度説明をさせていただいておりますが、そちらに図面を載せております。

熊山支所は、現在の熊山保健福祉総合センターほほえみの1階に入ります。それから、公民館の事務所につきましては、くまやまふれあいセンターにいきます。公民館の活動場所の一つ

として、ほほえみの2階を利用しますということで色づけさせていただいておりますが、ページ右側の上段が1階の配置図です。道から近い出入口から入りましてすぐのところには市民生活課と産業建設課、建物西側に商工会、中央に社会福祉協議会、包括支援センター、それから建物奥に田原用水組合を配置することになります。市民生活課と産業建設課以外につきましては、もう既に移転しまして業務を開始しております。

2階は保健センターと、それから公民館が活動場所として利用する集会室が3部屋用意してあります。

○委員長（安藤利博君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安藤利博君） 質疑はないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、議第46号を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○熊山支所長兼市民生活課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 稲生支所長。

○熊山支所長兼市民生活課長（稲生真由美君） 財務部資料2ページに載せておりますが、条例の内容につきましては、本会議場で説明したとおり、支所の移転に伴いまして複合施設として総合センターを設置するものでございます。

また、支所の移転に伴い不要となる備品、消耗品等が出てきておりますので、本庁舎で行いました不用品等の売却について、支所でも計画中でございます。販売等の内容が決まりましたら、委員の皆様にも御案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（安藤利博君） 執行部の説明がありました。これから質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安藤利博君） なければ、これで質疑を終了いたします。

続いて、議第47号を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 総務部資料2ページ下段を御覧いただければと思いますが、議第47号赤磐市防災行政無線条例の一部を改正する条例につきましても、本会議場での提案説明を申し上げたとおりでございます。補足説明はございません。

○委員長（安藤利博君） 補足説明はないということですので、これから質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安藤利博君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、議第48号を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防長（檜原秀幸君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 檜原消防長。

○消防長（檜原秀幸君） 議第48号は、本会議場で説明のとおり補足説明はございません。

○委員長（安藤利博君） 補足説明はないということですので、これから質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんでしょうか。

松田副委員長。

○副委員長（松田 勲君） 今回、正直今さらという感じがするんですけど、県内でこれをしなかったのは赤磐市だけですか。他市はどういう状況ですか。

○消防総務課長（金光正浩君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 金光課長。

○消防総務課長（金光正浩君） 現在、当消防本部が把握している改正されている消防本部の数でございますが、県下14消防本部中、5消防本部で改正されているのを確認しています。若干報酬範囲が異なる本部もありますが、赤磐市としては総務省の通知に従った改正としております。

○副委員長（松田 勲君） ありがとうございます。

○委員長（安藤利博君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安藤利博君） ないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから採決に移ります。

まず、議第44号について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（安藤利博君） 起立全員です。したがって、議第44号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第45号について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（安藤利博君） 起立全員です。したがって、議第45号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第46号について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（安藤利博君） 起立全員です。したがいまして、議第46号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第47号について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（安藤利博君） 起立全員です。したがいまして、議第47号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（安藤利博君） 起立全員です。したがいまして、議第48号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩したいと思います。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

○委員長（安藤利博君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、請願の審査に入ります。

総務常任委員会のフォルダーに原文と資料を格納しておりますので、御確認ください。

まず、請願第4号を議題とし、これから審査を行います。

この請願の紹介議員から説明を求めるかどうかを諮りたいと思います。

説明を求めることに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（安藤利博君） 起立多数です。よって、紹介議員から説明を聞くことに決定いたしました。

それでは、横山議員に説明を求めます。

○紹介議員（横山裕太君） 説明の機会を与えていただきありがとうございます。

こちらの事務事業評価結果のインターネットによる一般公開依頼に関する請願について説明いたします。

まず、趣旨のところなんですけども、日本国憲法の前文で、主権が国民に存すると記載があるかと思いますが、つまり国民主権です。こちらですけど、国民主権というのは、政治の決定権は最終的に国民にあると、そういった意味になるかと思いますが。

しかし、赤磐市で事務事業評価を行ってはいらんですけども、こちらの一部の結果のみだけがインターネットに公開されてまして、その詳細についてが一般の市民に分からないようになっておりますので、この政治の決定権が国民にあるということで、国民としては我々のような議員に選挙で託すというだけではなくて、政治がどうなってるかの最終の決定権があるということなので、議員に対して今回の請願みたいにこうしてほしい、ああしてほしいということ言う

という政治参加をするということがこの憲法に国民主権という形で書いてあるんですけど、結局、この事務事業評価の詳細が公開されてないので、知らなければそういう提案もできない。そういう状況になっているので、こちらをぜひ赤磐市として公開してほしい、そういう内容の請願になっています。

なお、私も今回初めての議会に参加して、一般質問をさせてもらったり、ほかの議員もいろんな提案を一般質問でさせてもらってると思うんですけども、そういう中で、結構内容的にはよかったとしても、財源がないとかそういう理由で実行ができなかったりする。そういう回答がかなり多かったかと思うんですけども、財源確保するっていろんな方法があると思うんですが、今回の新拠点なんかに企業誘致したり、いろんな補助金を使ったりとかいろいろあると思うんですが、今ある財源をどうやりくりするか。これも非常に取り急ぎできる重要なことだと思うので、赤磐市をよくするために、財源がないという回答が来るのであれば、今ある事業がどうなのか、これを見直すというのが主権者である市民もやらなきゃならないことですし、私たち議員としてもちょっと予算書を見ただけではなかなかその事業が適切なのかどうなのか、その文章の言葉だけではちょっと判断できないので、その詳細を知りたい。そういう趣旨になっています。

こちらは、赤磐市に初めてやってほしいというわけではなくて、この請願の最終ページに高梁市の事例が載ってるんですけど、高梁市ではこういう事務事業評価シート、恐らくこういう内容で赤磐市もやってると思うんですが、これを公開されています。

なので、請願者としては、2ページにあるとおりの項目を出してほしいというのがありますが、要求としてはこういった項目で出してもらえれば一番ありがたいことではあるんですけども、今回の請願、ゼロ、100のこの請願者のこの内容で絶対やってほしいという、100%じゃなきゃいけないというわけではなくて、先ほどから申し上げているとおり、市民が政治参加できるために取りあえず今やってる内容のままでも公開していただければ、まずそこから全てがスタートすると思いますので、ぜひこちらの公開を、赤磐市をよくするためにまずこれが第一歩だと思いますので、ここからやらないと本当にどんないい提案をしても始まらないと思いますので、ぜひこれは実施をお願いしたいなと思います。

○委員長（安藤利博君） ただいまの説明に対して質疑のある方は御発言をお願いします。

○副委員長（松田 勲君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 松田副委員長。

○副委員長（松田 勲君） 先ほど言われた中で、高梁市の事例が出されているんですけど、この高梁市の事例を見ると、これがいいとかじゃなくて、これはこうすべきだと指摘がいっぱい入っているんです。だから、この高梁市の事例も基本的によくはないという意味合いが強いんじゃないかなと思うんです。その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（安藤利博君） 答弁を求めます。

横山議員。

○紹介議員（横山裕太君） まず、先ほど申し上げたとおり、絶対この請願者の意向じゃなきゃいけないというわけではなく、それは紹介議員として請願者にも確認してますので、それはいいんですけども、請願者の意向としてはおっしゃるとおりこういうふうにしたらもっといいんじゃないかという、もっといろいろ指摘しやすいんじゃないかという意味で書いてまして、この高梁市の事例でいうと、一番下のところの担当課の評価・改善とコメントが書いてあるんですけど、ここは不要であると。もちろん書いていただいてもいいんですけど、なるべく市の職員の方の負担にはしたくないということで、こういうものがあると負担になってしまうからということで不要ということに記載しています。

○委員長（安藤利博君） ほかにございませんか。

大口委員。

○委員（大口浩志君） 紹介議員にというよりは、赤磐市の現状を執行部に尋ねることは可能ですか。

○委員長（安藤利博君） 請願の審査です。

○委員（大口浩志君） 現状を把握できないと審査できないと思いますが。赤磐市の今日現在の現状が、インターネット公開ということに関しての現状をもちろん見れば分かるんですけど、執行部としての御報告をいただくのは駄目なんですか。

○委員長（安藤利博君） 委員会の審査ですので、請願審査は執行部への質疑じゃなくて、議員同士で議論を交わしたいと思います。

私から補足させてください。この後に補足しようと思ってたんですけど。

赤磐市は赤磐市事務事業評価に関する規定というのがあります。これで、1次評価、各課長がされてます。現在354事業だったですか、これを1次評価されてます。2次評価についてもされてます。昨年度の例でしたら新規事業8件だったと思います。それが、インターネットに公開されてます。その公開されている内容は、その354事業だったかの内容が現状維持か廃止か休止、統合とかという区分に分けて、件数が書かれてます。2次評価の8件については、その事業内容を含めて公開されています。

赤磐市が今インターネットで公開されている公開内容というのは、そういった形になってます。時間があれば、休憩中に見てもらえばよかったんですけど、赤磐市のホームページから事務事業評価は見れば出てまいります。だから、赤磐市が全く事務事業評価をインターネット公開してないということではないということをまず前提にしておいてください。

事務事業評価シート、これは高梁市の例が載ってますけど、これは恐らく国からの指示があったと思うんですけど、大体似たようなシートで赤磐市もされています。それから、ほかの市の事務事業評価も見ておいてくださいとメールしましたが、いろんな市、備前市、笠岡市もされてますけど、事務事業シートはほぼ同じです。その発表の中身のやり方はいろいろ違いま

す。だから、どれがいいか悪いかというのまた出てくるんですけど、そういった形で、赤磐市はこういった規定に基づいて1次評価の件数、それから2次評価の事業についてはある程度ホームページに掲載されています。

ということを前提に議論をお願いできればと思います。

私が余分なことを挟みましたが、紹介議員に対しての質疑がほかにございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安藤利博君） なければ、これで質疑を終わります。

最終的には皆さんで採決いただくんですけど、今申しましたように赤磐市のやってる中身、それから、請願者の求められている請願の中身、ちょっと中身に少し温度差があるかなというところがあるんで、採決は後でしますけれど、皆さんが今疑問あるいはこう思ってる、あるいは分からないなというところがあれば、お聞きいただいて、先輩議員方、よく御存じの方はそれに補足いただければ、より議論が深まるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議会ですので、委員同士で議論を深めて、それでできれば多くの方の賛同というような形で結論を導きたいと思っております。

最終結論は御承知だと思いますけど、この請願を採択するか否決するか、あるいは継続審査にするか、趣旨採択にするか。結論はいろいろあるんですけど、それに至るまでに皆さんで認識をすり合わせておいて、それで総務常任委員会としての結論を出せばと思っています。

そういう意味で、議会基本条例では出ておりますけど、議員間討議という形で、短時間でも結構ですので、疑問点とかそういったところを出していただければありがたいなと思ってます。遠慮せずに分からないところは分からないで聞いていただければいいと思うんで。

田村委員。

○委員（田村 勝君） 高梁市とかは個別に出てますけど、赤磐市とか備前市とかを見たんですけど、こういうふうに評価結果一覧というのがたくさんのところに出てると思うんです。求められているのは、一覧じゃなく個別っていうことだと思うんですけど、ほかの市町村でもなかなか個別が出ていないのはなぜなのか。赤磐市で個別で出そうと思ったらできるのかなというのが、まず一つ思うんですが、できるんですか。

○委員長（安藤利博君） 私も委員として発言させてください。

私もそういった専門家じゃないんで分かりませんが、恐らくこれはテキストなんで別にシステムの重いとかなんとかではなくて、出そうと思えばそれは可能だろうと思います。システムの分量からすればね。それは可能ですけど、執行部はそれ以外の理由で今の形にしているんだろうとは推察しております。

だから、こんなこととも思って実はね、1次評価ですけど、令和6年度の現状維持以外の事

業、1次シートがこれだけあるんです。54事業だったかな。300事業が現状維持ですので、だからこれの10倍ぐらいの、紙ベースでいけばそういった分量になります。執行部とすれば、それを全部公開するのが必要かなと思われてるんだろうと思います。

テキストファイルですからシステム的にはそんなにかかるもんじゃないと思いますけど、中身の問題で多分執行部は今の形にされてるんだと想像します。

ほかに皆さんにお聞きしたいとか確認したいとか疑問点とかございませんでしょうか。

質疑もなさそうなので、この請願について採択するかどうかについて、各委員の意見をお伺いしたいと思います。

大口委員からお願いできますでしょうか。

○委員（大口浩志君）　すごいボリュームの請願と資料を添付していただいて、高梁市の事例も添付していただいて、高梁市のものに関してもこういうような改善をしたらいいんじゃないかというような書き込みも先ほど松田副委員長が触れられたようにございます。

先ほど紹介議員からも、これを100%ではないんだという御発言が何回もございましたので、いわゆる事務事業評価をインターネットによる一般公開、赤磐市の現状を確認したかったんですけど、それはこの場では無理だということだったんですが、現在赤磐市はゼロではないということも含めて、今後よりいいものにしていくという意味での研究をすればいいのかなという思いの中から、先ほど紹介議員の発言にもございましたとおり私は趣旨採択ということではいかがでしょうかと思います。

○委員長（安藤利博君）　中田委員。

○委員（中田浩二君）　僕は取りあえず今回の請願が出た時点で、赤磐市がどういうふうにしとんかははっきり分かってなかったものもあります。今聞いたら赤磐市もそれなりにホームページ等で出されているということなんで、今回は先ほど大口委員も言われたようにゼロではないので、今後見直しをかけるにしても、今のところは別に大口委員と同じようにしてもいいんじゃないかなと思います。

○委員長（安藤利博君）　趣旨採択ということで。

○委員（中田浩二君）　はい。

○委員長（安藤利博君）　田村委員。

○委員（田村 勝君）　確かにあったほうがいいとは思いますが。個別に出せるもんなら出したほうがいいと思います。ただ、先ほど紹介議員の説明にもありましたように、ゼロか100じゃなくて、354事業のうちの300事業は現状維持、それからあと問題のが少しずつあったと思うんですけど、ピックアップというのはなかなか難しいんですけど、何か所か出ればいいのかは思ってますし、もちろんこれについては賛成です。そういう意味で賛成です。もっともっと出せたらなと思って。

○委員長（安藤利博君）　実盛委員。

○委員（実盛祥五君） 重要な御意見をいただきましてありがとうございます。

赤磐市も今財源が豊かでないので、もし財源が豊かになればやっていただきたいと思いますので、今は不採択です。

○委員長（安藤利博君） 松田副委員長。

○副委員長（松田 勲君） 私もいろいろ今回調べさせてもらったんですけど、紹介議員の言われることも確かにあります。ただ、かなりの事業がございます。それを細かくというのは、人によってどこまで出したらいいかというのは全然違うと思う。この出された方の内容を見ると、この方もここまでは要るけどこれは要らないとかいろいろされています。人によってやはり見方が違うのではないかなと。

ただ、今の事務事業評価をもう少し改善する余地はあるのかなという意味で、私も賛成反対云々よりは、趣旨採択で進めて、できることはしていただきたいなど。それに関しては一応趣旨採択ということでお願いしたいと思います。

○委員長（安藤利博君） ありがとうございます。

ただいまの各委員からの御発言ですけど、請願第4号につきまして、大口委員と中田委員と松田委員から趣旨採択を求める意見がありましたので、まず趣旨採択について採決を行います。

請願第4号を趣旨採択とすることに賛成の方は起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（安藤利博君） 起立多数でございます。よって、請願第4号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号を議題とし、これから審査を行います。

この請願の紹介議員から説明を求めるかどうかを諮りたいと思います。

説明を求めることに賛成の方は起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（安藤利博君） 起立多数です。よって、紹介議員から説明を聞くことに決定いたしました。

それでは、横山議員に説明を求めます。よろしく申し上げます。

○紹介議員（横山裕太君） 続きまして、説明の機会をいただきましてありがとうございます。

ジェノサイド条約の批准を日本政府に求める請願について御説明いたします。

まず、私たちの共通認識として、人は人を殺しちゃいけないと思うんです。これは多分皆さん一緒だと思うんですけども、今回の件、これを許してはいけない。しかも、1人のことじゃなくて、もう一般の何の罪もない民間の一般市民を大量に虐殺をしてはいけない。それを言っている内容ですので、私の感覚ではもうこれは人として絶対にやらなきゃならないことだと思

ってます。

今までの長い歴史の中で、たくさんの戦争なんかが行われてきましたが、結局それはいろんな理由があって、宗教なのか侵略戦争なのかいろいろあると思うんですけど、そこに対してどうこうこの場で言うつもりはなくて、皆さんそれはいろんな意見があると思うんですが、でも結局そこに巻き込まれてるのは、その場所にただ住んでいるだけという一般市民になってますので、このジェノサイド条約、第2次世界大戦後の1948年に国連総会で採択されて出来たんですが、やはりその第2次世界大戦中、例えばナチスドイツのホロコースト、ユダヤ人の大量虐殺、あとこの日本でも広島県や長崎県で原爆が落とされて、一般市民がたくさん亡くなりました。空襲もたくさん燃やされて、日本の一般市民が亡くなりました。そういう悲しい経験から、このジェノサイド条約で、民間人を大量に殺してはいけない、死なせてはいけない、そういう意味でこれが採択されてます。

それなのに、日本はいまだにこの条約を批准してない。さっきの原爆を落としたアメリカだとか、今ウクライナと戦争してるロシアだとか、パレスチナに関わっているイスラエルも守ってないですけど批准してるのに、日本はそれに批准してない。

日本国憲法、皆さん御存じのとおり平和憲法と言われてます。前文には、全世界の国々が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を持つ。ということが書かれています。第9条でも、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。そのように書かれています。

我々、ここにいる議員みんな公務員になりますが、憲法の第99条には、この憲法は国会議員、裁判官、その他公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負う。なので、今言った平和憲法第9条、前文の内容に関しては、我々議員は守らなきゃならない。そのように日本国憲法でちゃんと規定されています。

なので、この平和憲法を持つ我々日本が、いまだにこの虐殺、大量に罪のない民間人を殺してはいけないというジェノサイド条約に批准してないというのは、直ちに我々は、国がまず今やってないんであれば、我々赤磐市からもうすぐに条約を批准してくださいというべきだと思います。私は今回紹介議員になりました。

その民間人を守るという意味で、現状では、例えばパレスチナのことだとかあとウクライナのこととか、各地で紛争が起こってるので、こういう世界の方々の民間人の命を守るという意味でもそうなんですけど、やっぱりさっき言った太平洋戦争のときのように、日本も民間人が巻き込まれたということもあります。本当にないことであってほしいんですけど、もしも将来、日本が戦争に万が一巻き込まれるようなことになったときに、これに我々が批准してないと、その民間人が巻き込まれないように、防止という意味にもなりませんし、万が一巻き込まれてしまったときに文句も言えないと思うんです。なので、自国民を守る意味でも、本当にこ

の条約を批准するというのは大事だと思います。

あと赤磐市、人権尊重都市宣言をしてますよね。人権を守りましょうと赤磐市は言ってるんですけど、人を殺すというのは最大の人権侵害だと思うんです。だって、人権ってその人がいろいろ自由にできるという、それを保障するものなのに死んじゃったら何もできなくなっちゃいますから、本当にこれは最大の人権侵害。赤磐市は人権を尊重するのであれば、これを本当に国に訴えなきゃいけない、そう思います。

なので、我々議員としてもこの平和憲法を守るという意味でもやらなきゃならないですし、そういう自国民を、世界の民間人を守るという意味でも、これは本当にやらなきゃならないことだと思いますので、ぜひ賛成をよろしくお願いします。

○委員長（安藤利博君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対し、質疑のある方は御発言を願います。

松田副委員長。

○副委員長（松田 勲君） 日本がなぜそのジェノサイド条約に批准していないのかどうか、理由が分かれば教えてください。

○委員長（安藤利博君） 横山議員。

○紹介議員（横山裕太君） 批准してない理由なんですけども、今の日本の国内法に合っていないということで、まずその法整備をしなきゃならない。これが外務省だけではなく、法務省にも関わることで複雑だという理由で77年間も放置というか、できてないというのが理由になります。

○委員長（安藤利博君） 松田副委員長。

○副委員長（松田 勲君） ありがとうございます。

私も調べたらそういったことで批准しないという理由が分かったんですけど、まあそれだけじゃないといろいろ思うんです。ただ、世界で150か国以上加盟されてると思うんですけど、その中にアメリカとかロシアとか、いろいろ主要各国が入っておりますけど、そういった国々が今、特にロシアなんかはジェノサイドに引かかるような行動をされておりますけど、このジェノサイド条約に批准することによって、それは抑止されるんでしょうか。

○委員長（安藤利博君） 横山議員。

○紹介議員（横山裕太君） もちろん批准している国が増えれば、その意見の力は強くなりますので、今は守られていないというのは、まず日本もそこに意見するためにも自分が批准してもないのに意見ができないので、守らせるためにもそれは必要なことだと思います。

○委員長（安藤利博君） 松田副委員長。

○副委員長（松田 勲君） 日本の立場は、戦後、やっぱり戦争に負けて、今の平和憲法ができたと思うんです。そういった中で、他の国と違うのは、やっぱり軍隊を持たないというのが大きいと思うんです。日本は自衛隊というものがございしますが、これも憲法になかなか明記さ

れてない状況の中で、こういったジェノサイドに批准するというのは難しいのかなという状況もあるんですね。

また、今回言われた刑法も、要するに扇動、あおることも日本の刑法上にはそういった罰則がないと。いろんな問題点が上げられてはいると思うんですけど、そういったことでなかなかできないんじゃないかな。ただ、調べたら去年ICCですか、国際刑事裁判所の所長に日本の女性の方がなられた。任期は3年だそうなんですけど。そういったこともあって、当時の外務大臣とかが、改めてこのジェノサイドについて議論が始まったというのはお聞きしてはいますが、要はそういったことの経緯は分かるんですけど、刑法の問題とかそういったことが先ではないかと思うんですが、紹介議員はどう思われますか。

○委員長（安藤利博君） 答弁求めます。

横山議員。

○紹介議員（横山裕太君） なので、変えるということに関して、やっぱりいろんなところからそういうこの批准するために新法を作るなり、法整備をしてほしいという下からの突き上げとか、そういうものがないとなかなか進まないのかなというところがありますので、その問題を解決するためにも赤磐市として意見書を出すべきだなと思います。

○委員長（安藤利博君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安藤利博君） ないようですので、なければこれで質疑を終わります。

次に、委員の皆さんの御意見を伺いたいと思います。

今度は田村委員からお願いします。

○委員（田村 勝君） まず、この請願に反対する理由が僕はないと思うんで、もうそのとおりだと思うんで、私は賛成です。

○委員長（安藤利博君） 実盛委員、いかがでしょうか。

○委員（実盛祥五君） 横山議員、ありがとう。

人の命は大事なんで、賛成します。

○委員長（安藤利博君） 大口委員。

○委員（大口浩志君） おかげで、こういうきっかけをいただいて、ジェノサイドということに対してある意味人生の中で1番調べて、勉強したかもしれません。

ネット情報等でございますが、微妙に解釈が違っている内容もあります。先ほど紹介議員から冒頭に、人は人を殺してはいけないと。それはもう私も100%同意をいたします。

御記憶にある方もいらっしゃると思いますが、約3年ちょっと前の3月議会でロシアウクライナ戦争が始まった際に、赤磐市議会として平和決議をやっているというのが実績としてございます。こんなに長くロシアウクライナ戦争がまだ続いているとはその当時思ってもおりませんでした。市民目線等で分かりやすくという意味も鑑みて、ジェノサイドという表現を使う

よりは世界平和を求めめる的な、要するにウイングをより広げる、先ほどの紹介議員の中には、広島県の原爆投下という表現もございましたけど、ジェノサイドの理屈からいうと、もしかしたら外れるのかなという部分もあって、私も戦争なんかは絶対反対ですし、一番に紹介議員おっしゃられた人は人を殺してはいけないという部分に関しては、先ほど申し上げましたけど100%同意をするものでございますので、私とすればジェノサイドというような傘を差すのではなくて、より大きな世界平和を求めめる的な決議云々のほうがより好ましいのかなと。先ほどの説明の中でも、ジェノサイド条約を批准していても、それをある意味無視するような行動を取っておられる国もあるというのも事実でございますし、何回も申し上げますが、人は人を殺してはいけないということに関しては100%同意をいたしますので、この請願の趣旨のその部分に関して、私は趣旨採択ということでお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（安藤利博君） 中田委員、お願いします。

○委員（中田浩二君） 僕は一応これ全部読ませていただき、戦争はしてはいけん、人を殺してはいけんというのは確実に分かります。やっぱり世界平和、最近ニュースを見ても大体イスラエルとかあつこの問題ばあがたくさん出てきてます。だから、僕的には請願に賛成でいかせてもらいたいと思います。

○委員長（安藤利博君） 松田副委員長、お願いします。

○副委員長（松田 勲君） 私もさっき大口委員が言われたように、今回しっかりいろいろと、まだまだですけど勉強させていただきました。いろいろ問題点もまだあるし、やはり刑法とかそういったところも先に早く整備をすべきだと私は個人的には思います。そういった意味で、この条約自体が平和そのものに直結するにはまだまだ遠いのかなというのは正直思います。だから、そういったことも含めて、内容的には同意できるんですけど、まだまだ日本国内の法律が伴ってないということで、そっちのほう早く進めていただきたいという思いも込めて、私も趣旨採択でお願いしたいと思います。

○委員長（安藤利博君） 請願第6号について、ただいま大口委員と松田副委員長から趣旨採択を求める意見がありましたので、まず趣旨採択について採決を行います。

請願第6号を趣旨採択とすることに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（安藤利博君） 起立少数です。よって、趣旨採択は否決することに決定しました。

それでは、請願第6号について、採択することに賛成の方は起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（安藤利博君） 起立多数です。よって、請願第6号は採択することに決定しました。

請願第6号は採択することに決定しましたが、当委員会として定例会最終日に意見書を提出

したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安藤利博君） それでは、そのようにさせていただきます。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

この時計で11時35分まで、休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時35分 再開

○委員長（安藤利博君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、委員会の閉会中の継続調査及び審査について御確認をお願いしたいと思います。

配付しておりますとおり議長に対して閉会中の継続調査及び審査の申出をいたしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

○委員（大口浩志君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 大口委員。

○委員（大口浩志君） 私も改めてこの部分を見直したんですが、市長も代わられ、赤磐市議会としても20年を経過し、例えばこの項目の中で、一番下に他の委員会の所管に属さない事項についてというのがあるので、それで全て拾えるんだとは思いますが、この規定がいつから使われているのかは存じませんが、少し精査をしていただく必要があるのかなど。

例えば、総合政策部の中で今でしたら公共交通という部分はボリュームが多いと思いますが、ございません。それとともに、同じく総合政策部で言えば、広報公聴というような単語も入っておりませんし、例えば消防・防災についてとありますが、消防という表現は火を消すということでございますので、例えば消防・救急とか。消防法の中には、救急まで入ってますけど、これを今回いきかけだと思しますので、精査をしていただいて、議長へ出していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（安藤利博君） 大口委員から意見がありました。いかがでしょうか。

所管の部分についてももう少し細かくという趣旨でございませうかね。

○委員（大口浩志君） 細かくというよりは今のボリュームに合った内容にということ。

○委員長（安藤利博君） 今の大口委員の意見を含めまして、私と副委員長で精査しまして、その結果、議長に申出したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安藤利博君） それでは、そのようにさせていただきます。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

閉会中の審査及び調査案件について委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安藤利博君） それでは、そのようにさせていただきます。

次に、委員長報告につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安藤利博君） それでは、そのようにさせていただきます。

次に、その他に入ります。

その他の進め方ですが、まず令和7年度事業の補正について一括説明の後、質疑を受けます。次に、その他のその他についても同様にしたいと思いますが、そのように進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安藤利博君） それでは、そのように進めさせていただきます。

令和7年度事業の補正につきまして、予算常任委員会ではそれぞれの常任委員は所管部分に関しての質疑を原則行わないよう申し合わせておりますので、この委員会で十分御確認をさせていただくようお願いいたします。

なお、令和7年度事業の補正につきましては、予算説明資料等で説明されます。質疑の際は、ページ番号を言ってから行うようお願いいたします。

それでは、令和7年度事業の補正について、総合政策部から順番に説明をお願いいたします。

○総合政策部長（幸坂諭志君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 幸坂部長。

○総合政策部長（幸坂諭志君） 令和7年度補正予算説明資料の6ページをお開きください。

歳入予算でございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金として、新しい地方経済・生活環境創生交付金でございます。この歳入については、総務部の事業に充当いたします。

続きまして、10ページをお願いします。

歳出予算でございます。

2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費として、公聴広報事業でございます。市内外への情報発信に係る経費でございます。

続きまして、6目企画費として、企画関係事業でございます。市制20周年記念事業に係る経費でございます。

総合政策部関係は以上でございます。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 予算説明資料10ページを御覧いただければと思います。

このページの一番上の事業になりますが、2款1項1目一般管理費、002一般管理費という総務課の事業がございます。令和8年度から徴収が開始される子ども・子育て支援金への人事給与システム改修対応費用を計上させていただいております。

同じページの下から3行目と2行目になりますが、同款、同項、8目電子計算費の004内部情報システム運営管理事業と011自治体DX推進事業につきましては、市役所の窓口改革に要する補正予算でございまして、セミセルフレジと多言語翻訳サービスを導入する経費と令和7年度の管理運営費を計上しております。財源としましては、先ほど総合政策部長から説明があった財源を使用しております。

もう一件、この説明資料にはございませんが、予算書には記載がございます。債務負担行為を計上させていただいております。地域情報通信基盤設備民間移行負担金として、令和7年度から令和8年度まで1億8,770万円を計上しております。これは、赤坂地域、熊山地域の一部及び吉井地域に光インターネットサービスを提供するため、平成22年に整備した光ケーブルなどの地域情報通信基盤設備を民間移行するための経費となっております。令和5年4月にこの委員会に報告し、現地調査などを進め、民間に移管する経費の算出を進めてきたものでございまして、近い将来この設備更新を迎えるということで、民間活力を活用しまして市民サービスの維持につなげていくものでございます。時期は、令和8年度中の民間移行を予定させていただいております。

ここで少し時間をいただきまして、改めましてこの地域情報通信基盤設備につきまして御説明申し上げます。

この設備の整備前、平成22年以前は赤磐市内に光インターネットを提供する事業者は、設備を整備して採算が取れる山陽地域と熊山の桜が丘東地区のみ、光インターネットサービスを提供していただいております。それ以外の地域につきましては、事業者に対しサービス提供の要望をしまいましたが、不採算地域としてサービスの提供は全く望めない状況でございました。その当時は、ADSLでありますとかISDNというサービスを提供していただいていたところでございます。

そこで、市としましては、市で光ケーブルを敷設することで、市内全域同じ光インターネットサービスを提供してもらえないか、公募を行いまして、現在のIRU契約の相手方でございます西日本電信電話株式会社岡山支店から応募があったわけでございます。

このIRU契約とは、双方の合意がない限り破棄できない契約となっております。施設の貸し借りを長期的かつ安定的に行うための契約ということになっております。

当時、市が整備しました光ケーブルや通信機器の整備費は約5億5,000万円で、整備費の全額に対して国庫補助金を特定財源として充当しております。したがって、市の一般財源持ち出しはゼロ円で当時は整備しております。

光ケーブルには耐用年数がございまして、国の基準では20年とされております。現在、赤磐市の光ケーブルは約15年を経過したところございまして、そろそろ、敷設替えの計画が必要な年を迎えるわけでございます。

しかし、その敷設替えに対しましては国などの補助金もなく、赤磐市の一般財源で行う必要が生じます。しかも、敷設替えですので、既存のケーブルの撤去費用や物価高騰なども加味しますと、当時整備した費用の1.5倍以上を要することが想定できております。

こういったことから、現状の設備を譲渡し、引き続きサービス提供ができないか、現在の契約の相手方であるNTT西日本岡山支店に打診したところ、引受け可能と申出があったため、設備譲渡を行うよう債務負担行為を計上したものでございます。

少し長くなりましたが、総務課の事業の補正の説明は以上となります。

○くらし安全課長（正盛充敏君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 正盛課長。

○くらし安全課長（正盛充敏君） 続きまして、くらし安全課所管の令和7年度事業の補正について説明をさせていただきます。

くらし安全課の予定しております補正予算につきましては、歳入予算3件と、歳出予算4件を計上しております。歳入予算につきましては、歳出予算に関連がありますので、歳出予算のほうで説明のほうをさせていただきたいと思っております。

補正予算説明資料10ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、005防災行政無線管理事業といたしまして、陸上特殊無線技能士の免許取得経費及び防災行政無線の施設整備に対する事業費を計上させていただきます。

防災無線の施設整備につきましては、現在操作盤が15年以上経過いたしてございまして、老朽化による整備事業となります。あわせて、新たな情報発信のツールといたしまして防災アプリなどを計画しております。

なお、財源につきましては、補正予算説明資料8ページの歳入予算、市債の緊急防災・減災事業債を活用していく予定としております。

次に、10ページに戻りまして、総務費、総務管理費、防犯対策費になりますが、県が令和7年度より新設いたしました防犯カメラ設置支援事業補助金の内示を受けましたので、財源更正を行うものです。

6ページの歳入予算、県支出金、県補助金として計上をいたしてしております。

続きまして、12ページを御覧ください。

最上段の交通安全対策費ですが、文部科学省が実施する学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金を活用いたしまして、当初予算と併用し、事業の推進を図るものです。このたび、国の補助金の内示を受けましたので、交通安全物品や啓発事業の推進を図るため、補正をするも

のであります。

財源につきましては、補正予算説明資料6ページ、歳入予算の国庫支出金、国庫補助金として計上をいたしております。

続きまして、18ページを御覧ください。

消防費、消防費、災害対策費、防災費として避難所用の消耗品、防災啓発冊子、防水用ドローン購入に係る経費等を計上させていただいております。この財源といたしましては、新しい地域経済生活環境創生交付金を充当し、防災力の強化を図ることを目的として推進するものであります。

以上で総務部の説明を終わります。

○財務部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 杉原部長。

○財務部長（杉原洋二君） 財務部所管について説明をさせていただきます。

補正予算説明資料の6ページ、歳入であります。

税務課の所管で、1款2項固定資産税であります。市内法人の設備投資に伴う償却資産の増により8,000万円の増となっております。

続いて、最下段、財政課所管で20款1項基金繰入金でございます。これは今回の補正予算に伴う財源調整となっております。

続いて、歳出10ページ、2款1項5目庁用車管理事業は、熊山支所の交通指導車の購入に係る経費、次に公有財産管理事業は、吉井会館の空調更新に係る経費2,400万2,000円と、財源は8ページの歳入、23款1項8目過疎対策事業債を充当しております。

次に、12ページ、2款1項12目桜が丘いきいき交流センター運営管理事業は、空調機器の更新及び照明機器のLED化に伴う経費を計上いたしております。また、これまで故障しておりましたバイク、ランニングマシンなどの購入に係る経費も併せて計上しておるところでございます。

歳入につきましては、8ページにあります23款1項1目総務債、緊急防災・減災事業債及び脱炭素化推進事業債などを充当いたしております。

財務部は以上であります。

○消防総務課長（金光正浩君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 金光課長。

○消防総務課長（金光正浩君） 消防本部から、令和7年度事業の補正について御説明します。

予算説明資料の16ページ、17ページの下段になります。

歳出、9款1項1目常備消防費として、各種資機材を配備、維持、修理するために必要な経費を計上しています。

続いて、18ページ、19ページ上段になります。

3目消防施設費、各地区消防施設整備費として、既存の消火栓及び消火標識を修理するための修繕費を計上しています。

続いて、3目消防施設費の常備消防費として、ボート積載トレーラーの購入に係る経費及び訓練塔強化事業として、既存の訓練塔を改修し、屋内進入訓練が可能な施設を増設するものです。

簡単ではございますが、以上が消防本部からの説明になります。

○委員長（安藤利博君） 令和7年度事業の補正について各部の説明が終わりました。

ただいまの説明について委員から質疑はありませんでしょうか。

大口委員。

○委員（大口浩志君） 防水用ドローンというのは、文字面だけで見ると何となく想像つくんですけど、どういうものなのか教えてください。

○くらし安全課長（正盛充敏君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 正盛課長。

○くらし安全課長（正盛充敏君） 文字どおり、防水用ドローンというものの購入としております。この防水用といいますのは、雨の中でも飛ばすことのできるドローンとなっております。一般的なドローンにつきましては、晴天時のみの飛行となりますが、この防水用になりますと雨の中でも飛行が可能というものになります。

以上です。

○委員長（安藤利博君） 大口議員。

○委員（大口浩志君） 参考までに教えていただきたいんですけど、その項目の中に、一般財源と国県支出金、地方債があって、先ほど何とか補助金という御説明がありましたが、この中でその補助金から漏れて一般財源になっているものとのさび分けをざっくりと教えていただけますか。

○委員長（安藤利博君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（正盛充敏君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 正盛課長。

○くらし安全課長（正盛充敏君） 今回、漏れているといいますのは、2分の1の補助が入るという理解で御理解いただけたほうがいいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（安藤利博君） よろしいでしょうか。

ほかにありませんでしょうか。

松田副委員長。

○副委員長（松田 勲君） 予算説明資料の11ページの下のほうで、セミセルフレジ及び多言語翻訳サービス導入ということで、このセミセルフレジは分かるんですけど、多言語翻訳サー

ビスというのはどういったところに置いて、どういうふう具体的に使えるのか教えていただけますか。

○委員長（安藤利博君） 答弁を求めます。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 障害を持つ方への合理的配慮の義務化に合わせて、聴覚障害者や高齢者に対して、また増加傾向である外国人の窓口への様々なやり取りを円滑に行うようにということで窓口翻訳システムを導入することとしております。

窓口へ設置すると申し上げましたが、今で申し上げますと市役所でいう市民課と税務課、あと総合窓口、3台の導入を予定しております。

○委員長（安藤利博君） 松田副委員長。

○副委員長（松田 勲君） 今3か所と言ったんですけど、これは移動可能なものなんですか。今はスマホでそういったアプリがあつたりもするんですけど、どんなんですか。

○委員長（安藤利博君） 答弁を求めます。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 移動可能かということでございます。これにつきましては、この機械、ちょっと透明の盤になるんですが、そこへ文字が出たりするようなものですが、それにタブレットがつながっておりまして、タブレットは通信をすることで操作ができます。ということで、持ち運びが可能です。

○委員長（安藤利博君） 他にありませんでしょうか。

松田副委員長。

○副委員長（松田 勲君） 予算説明資料の19ページで、消防の関係でございまして、トレーラーの件は分かるんですが、屋内進入等の想定をした訓練を行うための改修工事とは具体的にはどの場所にどういうふうな形でやろうと考えておられるのか教えてください。

○委員長（安藤利博君） 答弁を求めます。

○消防総務課長（金光正浩君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 金光課長。

○消防総務課長（金光正浩君） 現在、2つある訓練塔のうちの主訓練塔になります。ちょっと高さが高いほうの訓練塔になります。こちらの2階部分は四方を腰高の枠で囲んだ壁しかない仕様と現在なっておりまして、そこに壁及び扉、窓等を設定し、通常の家屋のような形にします。そして、そこで屋内進入訓練ができる施設を整備します。

○委員長（安藤利博君） 他にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安藤利博君） なければ、令和7年度事業の補正について終わります。

続きまして、その他のその他について委員会資料に戻って説明されます。

それでは、執行部からその他のその他について説明をお願いいたします。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 総合政策部の資料をお開きいただきたいと思います。

2ページ目をお開きください。

それでは、2つ御報告させていただきたいと思います。

(2)といたしまして、ひかりの実プロジェクトでございます。

こちらは令和4年度から、山陽団地の中での世代間交流や地域の愛着の醸成を図るため、当該ひかりの実プロジェクトを実施させていただいております。本年度も同様に事業を実施していきたいと考えております。

本年度は、皆さん御案内のとおり市制20周年という節目の年でございますので、果実袋に笑顔を描く活動につきましては、市内の各所で描いていただく活動をさせていただいております。6月1日から6月21日の間まで実施をさせていただいております。

それから、隣のページになるかと思いますが、チラシをつけさせていただいておりますが、組立て取付け作業、それから収穫・解体作業につきましては、御協力いただける方を募集しております。これまでも議員の皆様方にも御参加していただいているところでございます。ぜひ本年度もよろしく願いいたしたいと思います。

続きまして、下段になります。

(3)でございます。市民バスの利用促進についてでございます。

先般、5月29日に株式会社イズミと包括連携協定を結ばせていただいております。その連携事業の一環といたしまして、ゆめマート山陽で市民バスの利用促進事業を行っていただくことになっております。内容といたしましては、ゆめマート山陽で税込み1,000円以上のお買物をされた方を対象に、市民バス、いわゆる定時定路線バスの運賃相当分になりますが、そちらの回数乗車券を配布していただきます。一般の方でしたら400円分、65歳以上の方でしたら200円分を配布していただく予定にしております。

配布期間は6月19日から7月31日まででございますが、配布期間中に回数券がなくなり次第終了ということでございます。一応今の予定でございますが、100円券を3,300枚用意しております。使用期間につきましては制限ございません。利用可能バスにつきましては、宇野バス、それから広域路線バスを除く定時定路線型及びデマンド型の市民バスで御利用が可能となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

総合政策部から以上でございます。

○消防総務課長（金光正浩君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 金光課長。

○消防総務課長（金光正浩君） 消防本部資料を御覧ください。

2ページになります。

(2)第71回岡山県消防操法訓練大会についてです。

令和7年7月6日日曜日に、岡山市東区瀬戸町肩脊の岡山県消防学校で開催されます。赤磐市消防団を代表して出場するチームは、吉井方面隊第2、第3分団の混合チーム6名です。地区名で申しますと、山方地区、佐伯北地区の団員になります。出場順位が出場チーム最終の21番目となり、操法開始時間は14時10分頃となりますので、お知らせいたします。なお、大会運営の関係で、入場制限や時間制限がございますので、誠に勝手ながら議員の皆様への大会当日の御案内は差し控えさせていただいております。

なお、総務常任委員の皆様方には、6月20日金曜日20時から、赤磐市消防本部で開催される壮行会への参加案内をさせていただいております。お忙しい時期と存じますが赤磐市代表選手の意気込みを感じていただき、激励のお言葉をかけていただければ幸いに存じます。

続いて、(3)第37回消防救助技術岡山県大会でございます。

令和7年6月25日水曜日に岡山市中区桑野にあります岡山市消防教育訓練センターで開催され、赤磐市消防本部からは先日13日に開催された本部内選考を突破した隊員11名が出場します。本大会の結果により、7月23日の水曜日、広島市で開催される中国大会への出場。さらに、8月30日土曜日には兵庫県三木市で全国大会が開催されます。昨年度に引き続き、全国大会の出場を期待しているところです。

消防本部からは以上になります。

○委員長（安藤利博君） 執行部からの説明を終わりました。

ただいまの説明について委員から質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安藤利博君） ないようですので、続いて委員から何かございましたら、お願いいたします。

大口委員。

○委員（大口浩志君） 今回はたまたま社会教育課の所管で、車用の充電器の補修修繕予算が出ていますが、こういう充電器の修繕とかをやられとるのを踏まえて、御指摘を受けたのが電気自動車に対する補助金制度、赤磐市の場合はないほうの少ないまちの一つに数えられておるようなんですけど、その辺に対する考え方はどういう所見をお持ちなのでしょうか。

○委員長（安藤利博君） 答弁を求めます。

○財務部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 杉原部長。

○財務部長（杉原洋二君） 現段階では、一般の市民の方が電気自動車を購入される際の補助

金等は特に考えておりません。補助金の目的からして、一時期は急速充電器の設置などの話題もございまして、いきいき交流センター、吉井プラザへの急速充電器を設置することによって、市民への電気自動車普及の起爆剤として、現在は進めているところでございます。

○委員長（安藤利博君） 大口委員。

○委員（大口浩志君） 今の答弁を私なりに受け取ると、自動車購入に対する補助制度は考えません。それでよろしいですか。

○委員長（安藤利博君） 答弁を求めます。

○財務部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 杉原部長。

○財務部長（杉原洋二君） 考えませんというのではなしに、現在その制度はございませんということでございます。これからカーボンニュートラルを進めていく中で、地球温暖化の中で、環境サイドでどう考えていくかというのは、よりもっと執行部の中で議論を深めていく必要性はあると認識をしております。

○委員長（安藤利博君） ほかにありませんでしょうか。

大口委員。

○委員（大口浩志君） たしか一昨年の12月議会、総合政策部予算で2,300万円、主に河本・岩田に係る調査費が組んであって、報告を求めた際にいろいろ追加になったので、3月31日までかかりますという御報告が途中であったと思いますが、御報告がなされておられません。その報告はいついただけるのでしょうか。

○委員長（安藤利博君） 答弁を求めます。

○総合政策部参与（岡本和典君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 岡本参与。

○総合政策部参与（岡本和典君） 御質問のあった事業手法検討調査業務でございますが、昨年度末の3月31日で業務は完了して、報告書を納品していただいております。これの議会への御説明の機会でございますけれども、今議会の最終日にまちづくり調査特別委員会の設置について発議がされるとお伺いしておりますので、この特別委員会がもし発足されれば、昨年度同様この委員会の中で御説明をさせていただけたらと思っております。

○委員長（安藤利博君） 大口委員。

○委員（大口浩志君） 予算を組んだ総務常任委員会への報告はないという理解でいいですか。

○委員長（安藤利博君） 答弁を求めます。

○総合政策部参与（岡本和典君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 岡本参与。

○総合政策部参与（岡本和典君） 万が一、この特別委員会が設置されないということになり

ましたら、当然予算計上は当委員会が所管になりますので、議長並びに所管の委員長等と相談をさせていただいて、どういった場で御説明させていただくのが一番適切なのかということについては、相談の上に説明の機会を設けさせていただきたいと思います。

○委員長（安藤利博君） よろしいですか。

田村委員。

○委員（田村 勝君） 本日の議題の中にありました熊山支所の移転というのが、8月1日とはっきり明記されてました。

一般質問の中でも言わせてもらったんですけど、8月2日に知らないで支所に行って、場所が変わってるというんでなくて、やはり市民の皆様が変わるんだよという、移転をするんだよという周知徹底をお願いしたいんです。

今までも、取り壊す、再編成というのをなかなか市民の方に連絡が遅かったんで、今回も議会が通ってからでないとなかなか市民の方には言えないんですけど、8月1日を皆さんが分かるように周知徹底をお願いしたいと思います。

それと、これから赤坂、吉井地域でもこういうことがあるんでしたら、先ほど言われたとおりよく市民の方に説明をとということをお願いいたします。

具体的に何か連絡方法があるなら教えてください。

○委員長（安藤利博君） 答弁を求めます。

○熊山支所長兼市民生活課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 稲生支所長。

○熊山支所長兼市民生活課長（稲生真由美君） 御指摘のとおり、今まで連絡が十分できてなかったことを改めておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

この移転についてでございますが、一応議案では8月1日としておりますが、土日を使わないと移転が難しいことがあります。それで、7月に参議院選挙が予定されているため、その期日がまだ正式に発表されていないので、まだお知らせができていないんですが、選挙終了後の次の土日あたりを引っ越しと考えております。

お知らせとしましては、7月に区長会がありますので、その際に回覧等をお願いしたいと思っております。また御連絡はさせていただきます。また、7月に配付します広報8月号に記事を掲載し、ホームページ、LINE、防災無線等でもお知らせして、市民の方が場所を間違えないようにさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○委員長（安藤利博君） よろしいですか。

松田副委員長。

○副委員長（松田 勲君） 今のと併せてお願いがあるんですけど、支所が変わるということで、結構言われているのが、診療所から渡るのに横断歩道がないんです。JAのところはあるんですけど、ないんですよ。高齢者の方が、やっぱりあそこに横断歩道をつけてほしいなど。

支所に変わるんだったら、ふれあいセンターと両方のまたがったりもしますんで、高齢者のためにも横断歩道を検討していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（安藤利博君） 答弁を求めます。

○熊山支所長兼市民生活課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 稲生支所長。

○熊山支所長兼市民生活課長（稲生真由美君） 横断歩道がないのは事実でございますので、どこにでもつけれるものではないというのもありますので、相談、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（安藤利博君） 松田副委員長。

○副委員長（松田 勲君） ぜひつけていただきたいんですけど、ふれあいセンターと診療所は並んでますよね。それを渡るところに、この支所機能が移るわけですから、そこを渡るところがないんです。だから、動線を考えたら必要だなと私も思ったんですけど、そういった市民の声もありますんで、検証しながら早急につけていただければと思います。お願いします。

○委員長（安藤利博君） 答弁をお願いします。

○熊山支所長兼市民生活課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 稲生支所長。

○熊山支所長兼市民生活課長（稲生真由美君） 御意見お伺いしましたので、検討させていただきます。

○委員長（安藤利博君） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安藤利博君） その他についてももうないようですので、閉会に当たりましては是松副市長より御挨拶をお願いいたします。

○副市長（是松 誠君） 委員長。

○委員長（安藤利博君） 是松副市長。

○副市長（是松 誠君） 長時間にわたりまして慎重な審査ありがとうございました。

審査の中でいただいた御意見、御提案などは、今後の施策に反映させていきたいと考えております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（安藤利博君） ありがとうございました。

以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

午前11時14分 閉会